

神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則等の一部改正等の概要

1 改正の趣旨

2050年脱炭素社会の実現に向けて、事業者による脱炭素化の取組を県が評価し、評価結果を公表する仕組み（以下「評価制度」という。）の導入等をするため、神奈川県地球温暖化対策推進条例が一部改正された（令和6年10月22日公布、令和7年4月1日施行）。

この改正に伴い、「神奈川県地球温暖化対策推進条例施行規則」（以下「条例施行規則」という。）及び「神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則」（以下「審査会規則」という。）の一部改正を行う。

また、同様に、「事業活動温暖化対策指針」を廃止し、新たな「事業活動温暖化対策指針」（以下「指針」という。）を制定する。

2 改正の概要

(1) 条例施行規則

ア 事業活動温暖化対策計画書制度における評価制度の導入等

(ア) 評価制度の導入を踏まえた規定の整備を行う。

(イ) 提出様式の統廃合等を踏まえた規定等、所要の規定の整備を行う。

イ その他所要の見直し

(ア) 特定大規模事業者の要件に係る規定等に関する所要の見直しを行う。

(イ) 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録に係る規定の削除等、所要の見直しを行う。

(2) 審査会規則

評価制度の導入等を踏まえて、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項に関する規定の整備を行う。

(3) 指針

評価制度の導入等を踏まえて、評価方法の詳細等を新たに定める。

3 改正の内容

別紙のとおり

4 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和7年4月1日

(2) 経過措置

条例施行規則及び指針については、経過措置を設ける。

改正の内容

1 事業活動温暖化対策計画書制度における評価制度の導入等（条例施行規則、指針関係）

(1) 評価の対象区域（改正指針 7(1)関係）

- 現行制度と同様、原則として横浜市及び川崎市を除く県域とする。

（参考）改正後の「神奈川県地球温暖化対策推進条例」規定事項

- ・ 評価対象事業者は、令和 7 年度以降に計画書を提出した全ての特定大規模事業者と、同様に計画書を提出し評価を希望する中小規模事業者とする。
- ・ 評価の対象と時期は、事業者の毎年度の実績等を、翌年度に県が評価する。

(2) 評価項目と評価基準の設定（条例施行規則第 6 条関係、改正指針 7 関係）

- 神奈川県地球温暖化対策計画（以下「温対計画」という。）に掲げた中期目標（2030 年度までに県内の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50% 削減）及び長期目標（2050 年脱炭素社会の実現）の達成を図るため、2 つの目標に連動した評価軸と、それに応じた評価項目を設定する。
- また、評価項目ごとに、事業者の主たる業種に応じた部門別（産業・業務・運輸の 3 部門）の評価基準を設定し、事業者ごとに絶対評価を行う。

ア 評価軸 1：2030 年度に向けた中期目標の達成に繋がる取組

(ア) 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための対策に係る事項

- 温対計画に掲げた中期目標の達成に直接影響する「温室効果ガスの排出の量の削減」として、次の各号に掲げる項目について、「基礎排出量」及び「調整後排出量」それぞれの評価を行う。
 - ① 直近の排出量削減率（報告対象年度を含む排出量の対前年度削減率の直近 3 か年幾何平均）
 - ② 過去からの排出量削減率（原則 2013 年度における排出量に対する報告対象年度における排出量の削減率）
 - ③ 高い削減目標の設定（計画初年度の前年度における排出量に対する計画最終年度における排出量の目標削減率）
- 評価基準は、温対計画に掲げた部門別の削減目標に準じて表 1 のとおり設定し、その到達度に応じて表 2 のとおり評価する。

表 1 評価基準

	産業部門	業務部門	運輸部門
単年度当たりの削減率	4.8%	6.7%	1.2%

備考 「①直近の排出量削減率」、「②過去からの排出量削減率」及び「③高い削減目標の設定」に係る評価基準は、この表に掲げる値を基に経過年度を加味した削減率とする。

表2 各項目の配点

項目		満点	配点の内訳
①直近の排出量削減率	基礎排出量	5点	部門別の評価基準への到達度に応じて配点 ・評価基準の100%以上：5点 ・評価基準の75%以上100%未満：4点 ・評価基準の50%以上75%未満：3点 ・評価基準の25%以上50%未満：2点 ・評価基準の0%を超え25%未満：1点 ・評価基準の0%以下：0点
	調整後排出量	5点	
②過去からの排出量削減率	基礎排出量	5点	
	調整後排出量	5点	
③高い削減目標の設定	基礎排出量	1点	部門別の評価基準以上の目標設定の有無に応じて配点 (有り：1点、無し：0点)
	調整後排出量	1点	

(イ) エネルギーの使用の合理化に係る事項

- 温室効果ガス排出量の削減に資する重要な取組である「省エネルギー対策」の実施状況として、「エネルギー消費原単位の改善率」（前年度比）について評価する。
- 評価基準は、全部門「1%以上」とし、その達成の有無により評価する。

(ウ) 再生可能エネルギー等の利用又は導入に係る事項

- 省エネルギー対策と同様に重要な取組である「再生可能エネルギー等の利用又は導入」の状況等として、次の①及び②の項目について評価する。

① 工場等における使用電力量の合計量に占める再生可能エネルギー由来の電力量等の割合（産業・業務部門）

② 乗用自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合、又は、バス及び貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況（運輸部門）

- 評価基準は、表3のとおりとし、その達成の有無により評価する。

表3 評価基準

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
①	工場等における使用電力量の合計量に占める再生可能エネルギー由来の電力量等の割合	28%以上	30%以上	32%以上	34%以上	36%以上	38%以上
②	乗用自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合	6%以上	8%以上	10%以上	12%以上	14%以上	16%以上
	バス・貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況	1台以上					

イ 評価軸 2：2050 年に向けた長期目標の達成に繋がる取組

(ア) 2050年脱炭素社会の実現に向けた中長期的な取組に係る事項

- 温対計画に掲げた長期目標の達成に寄与する中長期的な取組として、次の各項目について、評価を行う。
 - ① 2050 年までの脱炭素化の表明
 - ② 2050 年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定及び公表
 - ③ SBT 等イニシアティブに関する取組
 - ④ サプライチェーン全体での削減の取組
 - ※ SBT 等イニシアティブに関する取組とは、次のものを指す。
 - ・ SBT (Science Based Targets) 認定の取得
 - ・ TCFD (Task Force on Climate-related Financial Disclosures) 提言への賛同
 - ・ RE100 (Renewable Energy 100%) への参加
 - ・ 再エネ 100 宣言 RE Action への参加
- なお、計画書提出事業者以外の者（親会社など）が取組の主体となっている場合（当該計画書提出事業者が当該取組の範囲に含まれる場合に限る。）も評価の対象とすることができる。
- 評価基準は、取組の実施の有無とする。

(3) 総合評価の実施（改正指針 7 別表第 9・10 関係）

ア 総合評価方式の採用

- 各評価項目を総合的に評価し、当該事業者のランクを、S、A、B、C 及び D の 5 段階で判定する「総合評価方式」を採用する。
- なお、評価を希望する中小規模事業者に対しては、a、b 及び c の 3 段階による簡易評価を実施する。

イ 総合評価の方法

- 表 4 のとおり、まず、上記 1 (2) ア(ア)の「温室効果ガスの排出の量の削減」の実績等に応じて、3 区分にクラス分けをする。その上で、その他の評価項目の基準達成状況により、最終的な 5 段階のランクを判定する。
- 同様に、評価を希望する中小規模事業者に対しては、表 5 のとおり、簡易評価を実施し、3 段階のランクを判定する。
- さらに、いずれの評価の場合も、評価の透明性及び客観性の向上を図るため、「神奈川県地球温暖化対策計画書審査会」から意見聴取を実施した上で、評価を確定させる。

表4 特定大規模事業者の総合評価方法

排出量削減の結果の評価	排出量削減のプロセスの評価	評価
14 点以上 (Class I : 排出量削減が顕著な事業者)	全ての評価項目を達成	S
	上記以外	A
3 点以上 13 点以下 (Class II : 排出量削減が進んでいる事業者)	全ての評価項目を達成	
	1 項目以上達成 (上記の場合を除く。)	B
	全ての評価項目が非達成	C
2 点以下 (Class III : 排出量削減が進んでいない事業者)	全ての評価項目を達成	
	上記以外	D

- 備考 1 「排出量削減の結果の評価」は、直近の排出量削減率、過去からの排出量削減率及び高い削減目標の設定の合計点とする。
- 2 「排出量削減のプロセスの評価」は、次の評価項目の達成状況とする。
- (1) エネルギー消費原単位の改善率
 - (2) ・第1号又は第2号該事業者は、工場等における使用電力量の合計量に占める再生可能エネルギー由来の電力量等の割合
 - ・第3号該事業者は、乗用自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合、又は、バス及び貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況のいずれか
 - (3) 2050 年までの脱炭素化の表明
 - (4) 2050 年までの脱炭素化を前提とした中長期計画の策定等、SBT 等イニシアティブに関する取組又はサプライチェーン全体での削減の取組のいずれか

表5 中小規模事業者の簡易評価方法

排出量削減の結果の評価	排出量削減のプロセスの評価	評価
7 点以上 (Class I : 排出量削減が顕著な事業者)	無条件	a
3 点以上 6 点以下 (Class II : 排出量削減が進んでいる事業者)	全ての評価項目を達成	
	上記以外	b
2 点以下 (Class III : 排出量削減が進んでいない事業者)	全ての評価項目を達成	
	上記以外	c

- 備考 1 「排出量削減の結果の評価」は、直近の排出量削減率及び高い削減目標の設定の合計点とする。
- 2 「排出量削減のプロセスの評価」は、次の評価項目の達成状況とする。
- (1) エネルギー消費原単位の改善率
 - (2) ・工場等に関する計画の場合は、工場等における使用電力量の合計量に占める再生可能エネルギー由来の電力量等の割合
 - ・自動車に関する計画の場合は、乗用自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入割合、又は、バス及び貨物自動車における電気自動車及び燃料電池自動車の導入状況のいずれか
 - (3) 2050 年までの脱炭素化の表明

(4) 評価結果の公表（条例施行規則第6条関係、指針7(5)関係）

ア 評価結果の公表の原則

- 総合評価の結果は、書面により事業者へ通知の上、全てのランクを県ホームページで公表する。

イ 公表への配慮

- 評価結果公表前に、事業者が「意見を述べる機会」を確保する。
- 緩和措置として、低評価（C及びD、中小規模事業者にあつてはc）の結果は、2回連続までは公表しない。

(5) 評価制度導入に係る事業者の事務負担の軽減（条例施行規則第3～4条（旧規則第3～5条）関係、指針3、4、6関係）

ア 提出様式の統廃合等による簡素化

- 現行の排出状況報告書と結果報告書を実績報告書に統合するとともに、事業活動温暖化対策計画書等の記載項目等を見直し、事務軽減を図る。
- 中小規模事業者向けに、記載項目を簡略化した様式を別途設ける。

(6) 現行制度の見直し

ア 特定大規模事業者の要件に係る規定の見直し（条例施行規則第2条関係）

- 「原油換算エネルギー使用量」は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づく報告と同様に、化石エネルギーに加えて、非化石エネルギーも算定対象とする。
- 特定大規模事業者の原油換算エネルギー使用量や自動車台数が、計画期間中に一定規模未満になった場合であっても、当該計画期間中は特定大規模事業者と見なすこととする。

イ 計画期間（条例施行規則第3条関係）

- 計画期間は「3～5年間の任意選択制」から「3年間固定制」に変更する。
- ただし、現行の計画期間が令和7～8年度に終了する場合、次回更新時の計画期間を1～2年間で設定し、令和10年度から3年間の計画に移行する。

ウ 中小規模事業者に関する規定の見直し（条例施行規則第3条関係）

- 中小規模事業者への配慮として、中小規模事業者による計画書の提出期日を、従前の「7月31日」から「9月30日」に延長する。

エ エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定方法の見直し（指針3(4)関係）

- エネルギー起源二酸化炭素排出量を算定する際は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく算定・報告・公表制度と同様、クレジット等を考慮することができることとする。

(7) その他（条例施行規則第7条関係）

- 県が、計画書提出事業者の事業所等に現地調査をする際に携行する立入調査員証等、所用の事項を規定する。

2 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項の見直し（審査会規則第2条関係）

- 「神奈川県地球温暖化対策計画書審査会」の所掌を、次の事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議することと、改める。
 - ア 事業活動温暖化対策計画書に係る実績報告書等の評価
 - イ 事業活動、建築物又は開発事業に関する地球温暖化対策の推進等に関する重要事項等

3 その他所要の改正（条例施行規則、指針関係）

- 他の者の温室効果ガスの排出の量の削減に貢献する事業の登録に係る規定の削除等、所用の見直しを行う。

4 経過措置（条例施行規則、指針関係）

- 従前の事業活動温暖化対策計画書を提出済の事業者のうち、当該計画期間の最終年度が令和7年度以降である者にあつては、当該計画が終了するまでの間は、なお、従前のおりとする（1(6)ア（特定大規模事業者の要件に係る規定の見直し）及びエ（エネルギー起源二酸化炭素排出量の算定方法の見直し）を除く。）。